（証券コード1994）
2023年３月15日
（電子提供措置の開始日2023年３月７日）

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号
高橋カーテンウォール工業株式会社
代表取締役社長 高　橋　武　治

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　当社ウェブサイト https://www.t-cw.co.jp/ir/meeting/
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　東証ウェブサイトhttps://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年３月29日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年３月30日（木曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号
住友不動産日本橋ビル　５階
高橋カーテンウォール工業株式会社　会議室
３．会議の目的事項
報告事項　１．第58期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第58期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎本総会におきましては、新型コロナウイルスによる集団感染のリスク回避の観点から、当日のご出席はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使をご検討下さいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続く中、国による各種経済支援政策や各種制限の緩和により経済活動に正常化の動きがみられるものの、ウクライナ情勢等を要因とした原材料及び資源価格高騰に加え、国際金融市場の動揺、欧州経済の大幅な下振れ、長期的な円安も重なり、景気の先行きについては、引き続き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当建設業界におきましては、公共投資は既存インフラの維持管理等を中心に堅調に推移していますが、民間設備投資については大型工事をゼネコン大手がしのぎを削って受注しており、建設資材価格高騰が重なり、各分野の経営環境の厳しさが増しています。

ＰＣカーテンウォール業界は、ＰＣカーテンウォールを採用するプロジェクトの端境期を迎えており受注単価の下落と製造コストの上昇が重なり、大変厳しい環境になっています。そうした中、当社は顧客の製品形状変更、追加依頼などに真摯に対応して、追加売上を獲得し、さらに工場を中心に懸命のコストダウンを図り、収益を確保しています。

プールを手掛けるアクア事業では、コロナ禍の影響で延期する案件があったものの、主力である学校やスポーツクラブに加え、ＰＣカーテンウォール事業で関わった都市型高級ホテルのプール等の工事拡大を図ることができました。

この結果、当連結会計年度における当社企業グループの業績は、売上高75億30百万円（前連結会計年度比38.4％減）、営業利益１億70百万円（前連結会計年度比91.4％減）、経常利益２億48百万円（前連結会計年度比88.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益１億51百万円（前連結会計年度比89.2％減）となりました。なお、受注高は73億69百万円（前連結会計年度比17.0％減）であり、受注残高は82億36百万円（前連結会計年度比1.9％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は３億58百万円であります。

このうち主なものは、ＰＣカーテンウォール事業における下館工場のクレーン設置工事73百万円及びプラントミキサー交換工事37百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 研究開発活動の状況

当社企業グループでは、ＰＣカーテンウォール事業において、「環境に配慮した製品開発」を行っており、その主なものは以下のとおりです。

①炭素固定性を有する海洋生物殻廃棄物を用いたＰＣ部材の開発

ホタテ貝は海水中の二酸化炭素を吸収しながら成長しており、毎年大量に貝殻が廃棄されています、この貝殻を細かく砕き、コンクリート素材に活用することで、二酸化炭素が固着され脱炭素と社会に貢献する商品を開発致します。

②繊維素材を活用して二酸化炭素削減に寄与する商品の開発

サステナビリティの観点から、建設に要するエネルギーの削減は急務であるため、従来のＰＣカーテンウォール性能をそのままに、部材を軽くする開発に取り組んでいます。

③カーボンネガティブコンクリートの製品化

ＮＥＤＯの事業であるＣＵＣＯ（クーコ）に参画し、2030年までに二酸化炭素排出量の削減と、二酸化炭素の固定量を増大させたコンクリートの製品化を目指します。

なお、当社企業グループにおける当連結会計年度の研究開発活動の総額11,912千円は、全てＰＣカーテンウォール事業のものであります。

(5) 対処すべき課題

今後の日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の５類への移行に伴う経済活動の正常化や積極的な財政政策による景気回復の期待もありますが、供給不足からインフレが始まっており、また、国防費などの必要から増税圧力が高まり、景気が悪化する要因が多くなってきたことから、景気の先行きについては、非常に不透明な状況が続くものと思われます。

建設業界では、2024年にはじまる労働時間の制限により、ゼネコンが受注量を抑制する動きがみられ、業界全体の仕事量が減少する可能性が高まっています。また、脱炭素への取り組みやデジタル化など、時代の要請に合わせるため短期的なコスト増加が考えられます。

当社にとって、マイナス要因は多々ありますが、強固な財務基盤のある当社は、腰を据えて時代の要請に応え、また、2023年４月に稼働を開始する新プラントを活かして、より多様な表現、多様な組成のコンクリート類をお客様に提供し、デザインや環境で革新を起こし、より多くのファンを作れるよう、努力を重ねて行く所存です。こうした地に足のついた努力と市況の回復が重なることで収益が大きく改善されると考えています。

(6) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第55期 (2019年12月期)	第56期 (2020年12月期)	第57期 (2021年12月期)	第58期 (2022年12月期) (当連結会計年度)
受注高(千円)	8,972,045	7,913,146	8,878,973	7,369,090
売上高(千円)	16,765,720	7,367,436	12,233,461	7,530,716
受注残高(千円)	11,207,152	11,752,863	8,398,375	8,236,750
経常利益(千円)	2,605,662	914,152	2,112,519	248,368
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,242,595	902,280	1,402,797	151,644
1株当たり当期純利益(円)	142.25	103.99	162.58	17.70
総資産(千円)	14,569,779	12,685,787	13,931,628	12,324,758
純資産(千円)	8,996,005	9,630,332	10,720,730	10,671,771
1株当たり純資産(円)	1,029.86	1,115.24	1,250.21	1,252.55

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
2．当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3．当連結会計年度の数値については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) を適用した後の数値であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱タカハシテクノ	100,000千円	100%	不動産賃貸事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

ＰＣカーテンウォール事業	プレキャストコンクリートカーテンウォールの設計・製造・施工
ア　ク　ア　事　業	水施設・水空間・水環境の企画・提案・設計・施工

(9) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

当　　社	本社：東京都中央区 大阪支店：大阪府大阪市北区 工場：結城（茨城県）、つくば（茨城県）、下館（茨城県）、滋賀（滋賀県）
株式会社タカハシテクノ （子　会　社）	本社：東京都中央区 大阪支店：大阪府大阪市北区

(10) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
189名	3名減

（注） 使用人数には、臨時従業員（臨時社員及びパート社員）は含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	3名減	43.3歳	13.5年

（注） 使用人数には、臨時従業員（臨時社員及びパート社員）は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
㈱みずほ銀行	187,000千円
㈱三井住友銀行	129,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　36,500,000株
(2) 発行済株式の総数　9,553,011株
(3) 株主数　2,729名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高橋武治	1,550千株	18.2%
高橋敏男	966千株	11.3%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	603千株	7.0%
岩崎陽子	473千株	5.5%
高橋宗敏	459千株	5.3%
高橋亜紀子	418千株	4.9%
高橋雅代	223千株	2.6%
ピーエヌワイエム ピーエヌワイエムエルピー ジーピーピー クライアント マネー アンド アセッツ エーシー	155千株	1.8%
昭和化学工業株式会社	134千株	1.5%
ビービーエイチ ルクスグラン ブラザーズ ハリマン ルクセンブルグ エスシーエー カストディアン フォー エスエムディーユーエル ファンズ ディーエスピーアイ ジャパン エクイティー	116千株	1.3%

（注） 持株比率は自己株式（1,032,964株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
高橋武治	取締役社長(代表取締役)	㈱タカハシテクノ代表取締役 中華人民共和国大連高連幕墻有限公司副董事長
高橋宗敏	取締役	経営・ＩＴ企画室長、スパジオ事業部長
小出斉	取締役	ＫＤパートナーズ合同会社代表社員
中西博之	常勤監査役	――
中川康生	監査役	日東工器㈱社外取締役 Leading Resorts Development特定目的会社社外取締役 弁護士
吉見芳彦	監査役	税理士

（注）１．取締役小出斉氏は、社外取締役であります。
２．監査役中西博之、中川康生、吉見芳彦の３氏は、社外監査役であります。
３．監査役吉見芳彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役小出斉、監査役中西博之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第１項及び定款第29条の規定に基づき、また、社外監査役との間で会社法第427条第１項及び定款第38条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされ、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約で補填することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれない措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、補填の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	対象役員員数
取　締　役	65,687千円	65,687千円	－	－	4名
監　査　役	10,875千円	10,875千円	－	－	3名
合　　計 (うち社外役員)	76,562千円 (15,050千円)	76,562千円 (15,050千円)	－ (－)	－ (－)	7名 (4名)

(注) 1．固定報酬には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した14,117千円が含まれております。
2．取締役の支給額には、2022年３月30日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任された取締役１名に対する報酬6,832千円を含んでいます。なお、この金額には当事業年度の事業報告で開示した役員退職慰労引当金繰入額2,992千円が含まれております。
3．取締役の報酬限度額は、2010年３月30日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また別枠でストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります。
4．監査役の報酬限度額は、1994年３月30日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。
5．当事業年度の報酬の額におきましては、2022年３月30日開催の取締役会にて代表取締役社長の高橋武治に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額と賞与報酬額及びその支払時期の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割、業績及び貢献度等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断するためです。なお、監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、2022年３月30日開催の監査役会において、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①　取締役　小出　斉氏

イ．重要な兼職先と当社との関係

ＫＤパートナーズ合同会社の代表社員であります。

なお、当社はＫＤパートナーズ合同会社とは特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会12回のうち全てに出席し、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識に基づき、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。

② 監査役　中西博之氏

イ．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会12回のうち全てに出席し、会社運営に関する経験に基づき、業務執行に対する適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、常勤監査役として、重要書類の閲覧や事業所及び工場往査を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備状況をはじめとする取締役等の職務執行を監視・検証しております。

③ 監査役　中川康生氏

イ．重要な兼職先と当社との関係

中川・山川法律事務所の弁護士であります。

なお、当社は中川・山川法律事務所とは特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

日東工器株式会社の社外取締役及びＬeading Ｒesorts Ｄevelopment特定目的会社の社外取締役であります。

なお、当社は日東工器株式会社及びＬeading Ｒesorts Ｄevelopment特定目的会社とは特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会12回のうち全てに出席し、弁護士としての知見に基づき、特に法的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　監査役　吉見芳彦氏

イ．重要な兼職先と当社との関係

吉見芳彦税理士事務所の税理士であります。

なお、当社は吉見芳彦税理士事務所とは特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、開催された取締役会12回のうち11回出席し、税理士としての知見に基づき、特に財務及び会計的な視点から適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定や決議に関する適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、開催された監査役会12回のうち全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、その他必要と判断される場合には、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業が継続して社会に貢献していくために「コンプライアンス規程」を定め、役職員全員への浸透を図る。

② 取締役は、企業理念、法令、定款、社内ルールの遵守について自ら範を示しつつ 使用人の指導を行う。併せて、取締役会及び経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。

③ 取締役は、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底するとともに、率先して社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

④ 取締役は、法令、定款等に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。

⑤ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め「監査役会規程」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

⑥ 業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、「内部通報制度」を定める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る株式会社議事録、取締役会議事録等の情報については、法令及び「文書管理規定」に基づき、文書（電磁的記録含む）により適切かつ確実に作成・保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書を閲覧可能な体制とする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については以下の内容にて取り組むものとする。

① 適正なリスク管理体制の構築・運営及び対応のため「リスク管理規程」を制定し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定める。

② 上記規程に基づき、具体的な手順を記述した管理手法に則り、潜在するリスクに対する情報の抽出及び評価を行い、迅速かつ実践的な対処を可能にする。

③ 社内外で想定される将来リスクを的確に予測・整理し、事前に対策を講じること等を主目的として、各部門において一層のリスク管理体制強化を図るものとする。

④ 上記にも関わらず不測の事態が発生した場合は、リスク総括責任者を代表取締役とする対策本部を発足し、速やかな調査と対応策を実践する。

4．取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）各種社内会議体制の整備

① 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督する。

② 取締役会のほか、取締役及び執行役員等からなる経営会議を原則として毎月開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項に関して慎重かつ多角的に検討、審議し、意思決定を行う。

（イ）職務権限及び責任の明確化

意思決定を迅速にするために、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理部長が統括し、緊密な連携のもとに関係会社を指導、援助する。

② 関係会社については、「関係会社管理規程」に則り、重要事項に関しては、あらかじめ関係会社と協議し、関係書類の提出を求め、取締役会に報告し承認を受けるものとする。

③ 当社は、関係会社に対し、当社の取締役を派遣又は監査役が赴き、業務執行の適正性を監視・監督する。

④ 関係会社の内部監査は、当社監査室が行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

① 監査役から要請があった場合は、監査役の職務を補助する使用人を配置する。

② 監査役の職務を補助する使用人が、監査役の要請に基づき補助を行う際は、取締役からの独立性を確保するために、監査役の指揮のもとで、その業務に専念する。

③ 監査役の職務を補助する使用人の人事考査は、監査役の同意を得る。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見したときは、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役に報告しなければならない。

② 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果を報告する。

③ 前各号で報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報制度」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

② 監査役は、取締役との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行う。

③ 監査役は、監査室、会計監査人と随時意見・情報の交換を行い、相互に連携して監査の実効性の確保を図る。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

監査役の職務の執行上必要な費用等について予算措置を講ずるとともにそれらについて監査役から請求があった場合は、所定の手続きに従い、速やかに負担する。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 市民社会に脅威を与える反社会勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力には関係機関との連携を含め会社全体として毅然とした態度で対処し、不当要求は拒絶しなければならない。

② 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会勢力を排除するための体制整備を推進する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行に関する取り組み

・取締役会の透明性の確保、監督機能等コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るために社外取締役選任の他独立役員複数体制としております。

・職務執行上重要案件を十分に審議するために、取締役及び執行役員等で構成する経営会議を開催し、取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に取り組んで参りました。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

・当社は、年度における社会状況等のリスク評価を踏まえて、内部統制監査の基本計画を策定し、監査室、会計監査人、監査役が連携して、監査を実施いたしました。監査の結果及び是正の進捗状況を定期的に確認して、取締役、監査役に報告いたしました。

・法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、その都度、各種社内規程の改正を行っています。

・リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けている他、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には、防止対策の策定、注意喚起を実施しております。

・手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃への対策等、セキュリティ対策の継続的な強化に努めております。また、月１度の社内研修を通じて重点的に取り組みました。

③ 監査役監査に関する取り組み

・監査役会は、取締役会、経営会議等をはじめとする重要な会議への出席、工場等への往査、稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。

・会計監査人との関係につきましては、監査計画報告及び四半期レビュー・期末監査結果報告の受領並びに情報交換の他、会計監査人の選定に関わる協議を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,946,352**	**流動負債**	**1,322,886**
現金預金	1,470,755	支払手形・工事未払金等	425,356
受取手形・完成工事未収入金等	3,685,743	電子記録債務	249,894
電子記録債権	1,332,212	短期借入金	344,000
未成工事支出金	250,470	未払法人税等	4,098
その他の棚卸資産	109,536	未成工事受入金	12,166
その他	99,757	完成工事補償引当金	1,330
貸倒引当金	△2,125	賞与引当金	50,222
固定資産	**5,378,406**	工事損失引当金	21,505
有形固定資産	**3,145,926**	その他	214,313
建物・構築物	587,566	**固定負債**	**330,100**
機械、運搬具及び工具器具備品	752,175	長期借入金	102,000
土地	1,757,455	役員退職慰労引当金	138,123
建設仮勘定	48,727	その他	89,977
無形固定資産	**90,814**	**負債合計**	**1,652,987**
投資その他の資産	**2,141,664**	**純資産の部**	
投資有価証券	184,455	**株主資本**	**10,661,527**
保険積立金	1,126,072	**資本金**	**100,000**
投資不動産	35,725	**資本剰余金**	**3,283,363**
差入保証金	621,336	**利益剰余金**	**7,629,277**
退職給付に係る資産	115,827	**自己株式**	**△ 351,113**
その他	63,524	**その他の包括利益累計額**	**10,243**
貸倒引当金	△ 5,277	**その他有価証券評価差額金**	**10,243**
		純資産合計	**10,671,771**
資産合計	**12,324,758**	**負債・純資産合計**	**12,324,758**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	7,530,716	7,530,716
売上原価		
完成工事原価	6,497,787	6,497,787
売上総利益		
完成工事総利益	1,032,928	1,032,928
販売費及び一般管理費		862,732
営業利益		**170,195**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,030	
投資不動産賃貸料	2,488	
受取家賃	10,317	
鉄屑売却収入	51,290	
貸倒引当金戻入額	1,810	
その他	16,434	84,371
営業外費用		
支払利息	2,594	
不動産賃貸費用	884	
リース解約損	692	
その他	2,027	6,198
経常利益		**248,368**
特別損失		
固定資産除却損	6,917	
減損損失	15,500	22,417
税金等調整前当期純利益		**225,951**
法人税、住民税及び事業税	8,152	
法人税等調整額	66,154	74,306
当期純利益		**151,644**
親会社株主に帰属する当期純利益		**151,644**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	3,283,363	7,649,135	△323,601	10,708,897
当期変動額					
剰余金の配当			△ 171,502		△ 171,502
親会社株主に帰属する当期純利益			151,644		151,644
自己株式の取得				△ 27,511	△ 27,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	△ 19,858	△ 27,511	△ 47,369
当期末残高	100,000	3,283,363	7,629,277	△ 351,113	10,661,527

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	11,832	10,720,730
当期変動額		
剰余金の配当		△ 171,502
親会社株主に帰属する当期純利益		151,644
自己株式の取得		△ 27,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,589	△ 1,589
当期変動額合計	△ 1,589	△ 48,959
当期末残高	10,243	10,671,771

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数	１社
②主要な連結子会社の名称	株式会社タカハシテクノ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

①主要な非連結子会社の名称	大連高連幕墻有限公司 株式会社アシェル
②連結の範囲から除いた理由	非連結子会社２社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社又は関連会社数	０社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	
非連結子会社	大連高連幕墻有限公司 株式会社アシェル
(3) 持分法を適用しない理由	持分法を適用しない非連結子会社２社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4．会計方針に関する事項

（イ）重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 未成工事支出金　　個別法による原価法

② 材　　料　　総平均法による原価法
（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

③ 貯　蔵　品　　最終仕入原価法
（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

（ロ）重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）　　定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	15年～50年
機械、運搬具及び工具器具備品	３年～９年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ハ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当連結会計年度末に至る１年間の完成工事高に対する将来の補償金額を見積り計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ニ)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当社企業グループにおける主な履行義務は、顧客との工事契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引き渡すことであります。

工事契約に関して、期間がごく短く少額である工事を除き、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法によっております。

また、期間がごく短く少額である工事については、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

(3) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、期間がごく短く少額である工事を除き、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法によっております。

また、期間がごく短く少額である工事については、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（会計上の見積りに関する注記）

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　7,334,154千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インプット法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌連結会計年度以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額　　5,313,013千円

２．担保に供している資産

建物	213,078千円	土地	1,564,974千円

担保に係る債務の額

短期借入金	234,000千円	長期借入金	82,000千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	件数
兵庫県	不動産賃貸事業の関連資産	建物	１件

当社企業グループは、管理会計上の区分を基準に、事業用資産については、主として事業別にグルーピングを行い、投資不動産及び遊休不動産については、物件ごとにグルーピングしております。

事業用資産の一部において、不動産賃貸事業の施設は、賃貸料収入が事業計画を下回る等により当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失15,500千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　9,553,011株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年３月30日定時株主総会	普通株式	85,751	10.00	2021年12月31日	2022年３月31日
2022年７月27日取締役会	普通株式	85,751	10.00	2022年６月30日	2022年９月７日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年３月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	85,200	10.00	2022年12月31日	2023年３月31日

（金融商品に関する注記）

１.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入及び銀行引受社債による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当社企業グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に株式であり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 投資有価証券（＊１）	184,414	184,414	－
(2) 差入保証金	621,336	618,078	△ 3,258
資　産　合　計	805,750	802,492	△ 3,258
(1) 長期借入金（＊２）	271,000	269,222	△ 1,777
負　債　合　計	271,000	269,222	△ 1,777

（＊１）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	41

（＊２）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区　　分	時　価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	184,414	－	－	184,414
資　産　合　計	184,414	－	－	184,414

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区　分	時　価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
差入保証金	－	618,078	－	618,078
資　産　合　計	－	618,078	－	618,078
長期借入金	－	269,222	－	269,222
負　債　合　計	－	269,222	－	269,222

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他(注)	合計
	PCカーテンウォール事業	アクア事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	51,299	78,946	130,245	148	130,394
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	6,912,727	421,427	7,334,154	―	7,334,154
顧客との契約から生じる収益	6,964,026	500,373	7,464,400	148	7,464,548
その他の収益	―	―	―	66,167	66,167
外部顧客への売上高	6,964,026	500,373	7,464,400	66,316	7,530,716

(注)　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム収納家具事業と不動産賃貸事業であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社PCカーテンウォール事業、アクア事業

「連結注記表　４．会計方針に関する事項（ニ）その他連結計算書類の作成のための重要な事項（２）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首 （2022年１月１日）	当連結会計年度末 （2022年12月31日）
顧客との契約から生じた債権	2,200,830	2,058,043
契約資産	2,878,295	2,959,913
契約負債	18,817	12,166

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に工事契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,575千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益は185,669千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社企業グループにおける残存履行義務は、主にPCカーテンウォール事業とアクア事業において有しております。

当連結会計年度末において、当社企業グループのPCカーテンウォール事業とアクア事業における残存履行義務に配分した取引価格は8,236,750千円であり、概ね１年から４年の間で完成工事高を認識することを見込んでおります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,252円55銭
１株当たり当期純利益	17円70銭

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,906,160**	**流動負債**	**1,315,924**
現金預金	1,431,586	支払手形	3,830
受取手形	42,492	電子記録債務	249,894
電子記録債権	1,332,212	工事未払金	421,526
完成工事未収入金	3,643,251	短期借入金	344,000
未成工事支出金	250,470	未払金	67,553
材料貯蔵品	109,536	未払法人税等	3,388
前払費用	37,475	未払費用	93,497
短期貸付金	2,700	未成工事受入金	12,166
その他	56,434	預り金	15,705
固定資産	**5,343,591**	完成工事補償引当金	1,330
有形固定資産	**3,148,448**	賞与引当金	50,222
建物・構築物	590,088	工事損失引当金	21,505
機械・運搬具	682,357	その他	31,304
工具器具・備品	69,818	**固定負債**	**259,542**
土地	1,757,455	長期借入金	102,000
建設仮勘定	48,727	役員退職慰労引当金	138,123
無形固定資産	**90,778**	長期預り保証金	220
投資その他の資産	**2,104,364**	繰延税金負債	19,199
投資有価証券	184,455	**負債合計**	**1,575,467**
関係会社株式	0	**純資産の部**	
関係会社出資金	41,469	**株主資本**	**10,664,040**
長期貸付金	651,850	**資本金**	**100,000**
保険積立金	1,126,072	**資本剰余金**	**3,283,363**
投資不動産	35,725	その他資本剰余金	3,283,363
差入保証金	573,036	**利益剰余金**	**7,631,790**
会員権	3,940	利益準備金	25,000
長期前払費用	198	その他利益剰余金	7,606,790
前払年金費用	115,827	繰越利益剰余金	7,606,790
その他	1,067	**自己株式**	**△351,113**
貸倒引当金	△629,277	**評価・換算差額等**	**10,243**
		その他有価証券評価差額金	**10,243**
		純資産合計	**10,674,284**
資産合計	**12,249,751**	**負債・純資産合計**	**12,249,751**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	7,464,548	7,464,548
売上原価		
完成工事原価	6,432,030	6,432,030
売上総利益		
完成工事総利益	1,032,518	1,032,518
販売費及び一般管理費		862,562
営業利益		**169,956**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,029	
投資不動産賃貸料	2,488	
受取家賃	10,317	
鉄屑売却収入	51,290	
その他	16,418	82,545
営業外費用		
支払利息	2,594	
不動産賃貸費用	884	
貸倒引当金繰入額	14,860	
その他	2,719	21,058
経常利益		**231,442**
特別損失		
固定資産除却損	6,917	6,917
税引前当期純利益		**224,525**
法人税、住民税及び事業税	7,442	
法人税等調整額	66,154	73,596
当期純利益		**150,929**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	3,283,363	25,000	7,627,364	△323,601	10,712,126
当期変動額						
剰余金の配当				△171,502		△171,502
当期純利益				150,929		150,929
自己株式の取得					△27,511	△27,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	－	△20,573	△27,511	△48,085
当期末残高	100,000	3,283,363	25,000	7,606,790	△351,113	10,664,040

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	11,832	10,723,958
当期変動額		
剰余金の配当		△171,502
当期純利益		150,929
自己株式の取得		△27,511
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,589	△1,589
当期変動額合計	△1,589	△49,674
当期末残高	10,243	10,674,284

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

未成工事支出金	個別法による原価法
材料	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
貯蔵品	最終仕入原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物・構築物　15年～50年 機械・運搬具　４年～９年 工具器具・備品　３年～８年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保の費用に充てるため、当事業年度末に至る１年間の完成工事高に対する将来の補償金額を見積り計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当社における主な履行義務は、顧客との工事契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引き渡すことであります。

工事契約に関して、期間がごく短く少額である工事を除き、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法によっております。

また、期間がごく短く少額である工事については、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

5．その他計算書類の作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、期間がごく短く少額である工事を除き、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法によっております。

また、期間がごく短く少額である工事については、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足された一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　7,334,154千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インプット法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌事業年度以降の各期の業績に影響を与える可能性があります。

子会社長期貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	625,710千円
子会社長期貸付金	651,250千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社長期貸付金については、財務内容評価法により評価し、債務超過額相当額の貸倒引当金を計上しております。

当該子会社の財政状態及び経営成績の状況によっては、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金が増減する可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する短期金銭債権			289千円
関係会社に対する短期金銭債務			2,927千円
関係会社に対する長期金銭債権			651,250千円
２．有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額			5,274,920千円
３．担保に供している資産			
建物	213,078千円	土地	1,564,974千円
担保に係る債務の金額			
短期借入金	234,000千円	長期借入金	82,000千円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高	
仕入高	33,990千円
その他の営業取引	4,894千円
営業取引以外の取引高	229千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,032,964株

（税効果会計に関する注記）

（単位：千円）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減損損失	400,022
関係会社株式評価損	293,480
貸倒引当金	205,985
役員退職慰労引当金	47,790
そ　の　他	86,266
繰延税金資産小計	1,033,545
評価性引当額	△1,007,249
繰延税金資産合計	26,296

（繰延税金負債）

前払年金費用	40,076
その他有価証券評価差額金	5,419
繰延税金負債合計	45,495
繰延税金負債純額	19,199

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	㈱タカハシテクノ	東京都中央区	100,000	不動産賃貸事業	所有直接 100.0	資金援助役員の兼任	資金の貸付（＊1）	―	長期貸付金（＊2）	635,000

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（＊1）資金の貸付については、無利息としております。

（＊2）子会社への長期貸付金には、貸倒引当金 624,000千円を計上しております。

また、当事業年度においては、15,660千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,252円84銭
1株当たり当期純利益	17円62銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月24日

高橋カーテンウォール工業株式会社
　取締役会　御中

八重洲監査法人
　東京都千代田区
　代表社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　　勉
　業務執行社員　公認会計士　白　濱　　拓
　業務執行社員　公認会計士　山　田　英　二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高橋カーテンウォール工業株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高橋カーテンウォール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月24日

高橋カーテンウォール工業株式会社
　取締役会　御中

八重洲監査法人
　東京都千代田区
　代表社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　　勉
　業務執行社員　公認会計士　白　濱　　拓
　業務執行社員　公認会計士　山　田　英　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高橋カーテンウォール工業株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月28日

高橋カーテンウォール工業株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	中　西　博　之　㊞
社　外　監　査　役	中　川　康　生　㊞
社　外　監　査　役	吉　見　芳　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は85,200,470円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年３月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 補欠監査役に関する規定の新設と明確化

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであり、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴う所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第30条 （条文省略）	第１条～第30条 （現行どおり）
（選 任） 第31条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選　任） 第31条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	２．当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329 条第３項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ３．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任 期） 第32条 当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（任 期） 第32条 当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
（新設）	
第33条～第45条 （条文省略）	第33条～第45条 （現行どおり）

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（フリガナ）（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中西博之（ナカニシヒロユキ） （1961年11月２日生）	1987年４月　東京電力株式会社入社 （建築部門に所属） 2018年６月　同社退職 2018年７月　当社技術顧問就任 2019年３月　監査役就任（現任）	株 1,100
2	中川康生（ナカガワヤスオ） （1943年12月５日生）	1970年４月　弁護士開業 2003年３月　監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 1970年４月　中川・山川法律事務所弁護士（現任） 2005年６月　日東工器株式会社社外取締役（現任） 2010年７月　Leading Resorts Development 特定目的会社社外取締役（現任）	株 25,100
3	吉見芳彦（ヨシミヨシヒコ） （1945年８月12日生）	1964年４月　札幌国税局入局 2006年３月　税理士事務所開業 2008年３月　監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 2006年３月　吉見芳彦税理士事務所税理士（現任）	株 6,000

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．中西博之、中川康生及び吉見芳彦の３氏は、社外監査役候補者であります。

３．中西博之氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、一級建築士としての専門知識と豊富な経験を活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、中西博之氏が監査役に再任された場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって４年となります。

４．中川康生氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての高度な専門知識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって20年となります。

５．吉見芳彦氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、税理士としての専門知識と財務及び会計に関する豊富な経験を活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって15年となります。

6．社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、中西博之、中川康生及び吉見芳彦の３氏との間で会社法第427条第１項及び定款第38条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任額としております。
なお、３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされ、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険で補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第３項に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（フリガナ）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
石橋　健藏（イシバシ　ケンゾウ） （1968年11月９日生）	2000年６月　昭和化学工業株式会社取締役経営企画室長就任 2001年10月　同常務取締役生産部長兼経営企画室長就任 2003年３月　同代表取締役社長就任（現任） 2010年６月　オーベクス株式会社社外取締役就任（現任）	株 ―

（注）１．補欠監査役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．石橋健藏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．石橋健藏氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社に対して有益なご意見をいただけると判断したためであります。
４．当社は社外監査役との間で会社法第427条第１項及び定款第38条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任額としております。
石橋健藏氏が監査役に選任され就任した場合は、当社は石橋健藏氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされ、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険で補填することとしております。石橋健藏氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　高橋カーテンウォール工業株式会社　会議室
〒103－0023　東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号
住友不動産日本橋ビル　５階
電　話　03（3271）1711

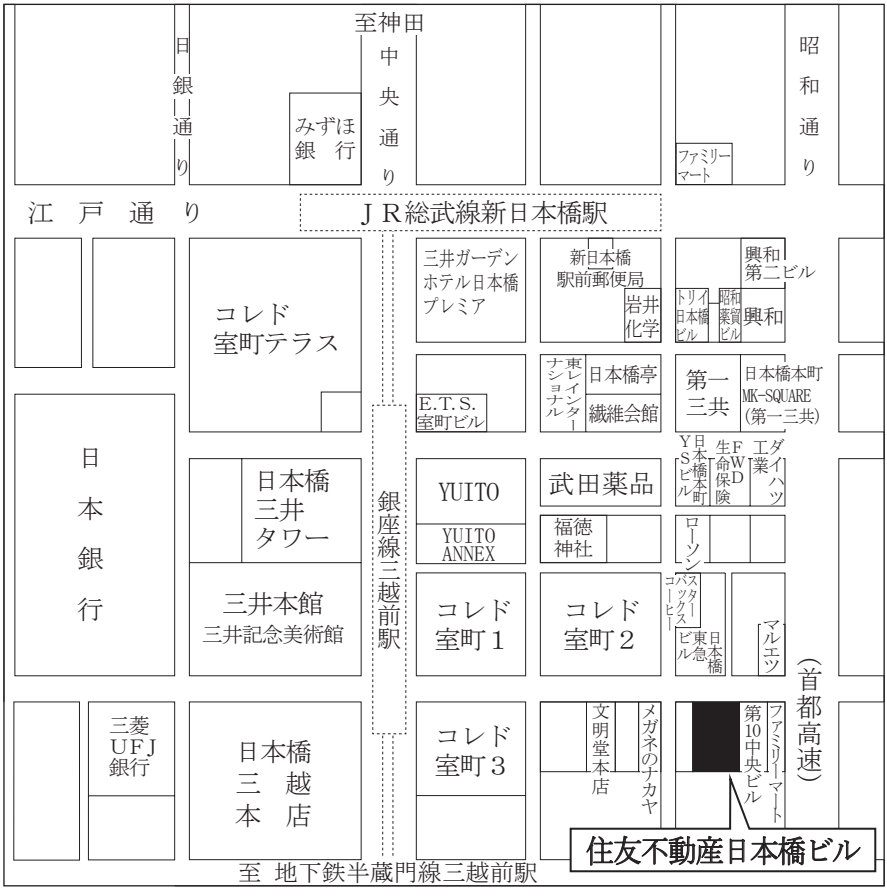

交通のご案内

ＪＲ総武線新日本橋駅より徒歩約５分
地下鉄銀座線三越前駅より徒歩約３分
地下鉄半蔵門線三越前駅より徒歩約５分